

改修工事に伴う FOSTER ホール (市民会館)・公民館休館のお知らせ

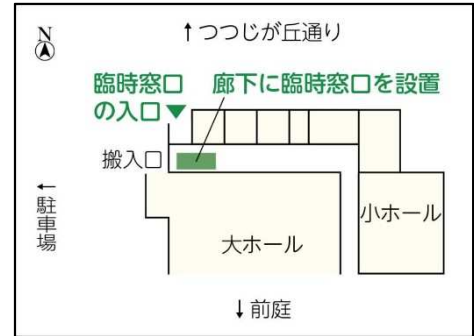
市民会館・公民館では空調設備等の改修工事のため、以下の期間休館します。利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

FOSTER ホール

＜昭島市民会館＞

- ◇公民館（大ホール以外） 令和7年10月1日(水)から令和8年12月1日(火)まで
- ◇市民会館（大ホール） 令和8年1月13日(火)から令和8年12月1日(火)まで

- * 工事期間を変更した場合、休館期間も変更になることがあります。その場合は改めてお知らせします。
- * 市民会館・公民館の事務所は、現在市民会館（大ホール）のリハーサル室に移転しました。事務所にご用のある方は建物北側の『楽屋口』よりお入りください。（右記の図をご参照ください。）なお、令和8年2月から11月末までの祝日（振替休日も含みます）については、市民会館・公民館では終日業務を行っておりません。ご迷惑をおかけいたします。



【公民館登録団体の皆様へ 休館期間における他の市内公共施設のご利用について】

既に公民館の利用団体として登録済みの団体が市立会館やアキシマエンス等市内公共施設を利用するには、それぞれの施設に別途団体登録の申請が必要となります。登録をご希望の場合は、市内公共施設で配付している「公共施設予約システム団体登録申請書」にご記入のうえ、申請書裏面に記載されている施設にご提出ください。申請書は市ホームページからも印刷できます。（アキシマエンスへの登録は他にも必要書類がございますので、詳細はアキシマエンスにおたずねください。）追加登録の手続きにお時間をいただきますので、ご利用を検討される団体におかれましては早めの登録をお願いします。ご利用を検討している施設で過去に登録申請を提出済みの団体におかれましては、あらかじめそれぞれの施設受付窓口にお問い合わせください。なお、利用方法や団体登録の申請方法は各施設で異なりますのでご注意ください。詳しくは各施設へおたずねください。

【その他】

市民会館・公民館駐車場へ向かうスロープより南側（喫煙所側）が工事に関連する車輛・物資の設置スペースとなる予定のため、一般の方の駐車スペースが少なくなっています。

12月には、市民の皆様が学びの場、安心して気軽に立ち寄れる居場所として市民会館・公民館に戻ってきていただけることを、職員一同心待ちにしております。



市民会館（大ホール）利用申請受付のご案内

利用日	利用申請受付日
令和9年4月	令和8年4月1日(水)
令和9年5月	令和8年5月1日(金)

- ◆ 市民会館の利用受付は午前9時から午後5時まで窓口のみで行います。電話での申し込みはできません。

- ◆ 市民会館の利用受付開始日は、市内外ともに利用予定日の属する月の12か月前の月の初日（この日が休館日の場合は翌開館日）となります。
- ◆ 市民会館空き状況は「昭島市公共施設予約システム」で確認できます。

公民館小ホールの特例的利用制度について

公民館登録団体の小ホールの利用申込みは5か月前からとなっておりますが、次のような場合は6か月前から申請することができます。

- ◆ 公民館登録団体が日頃の活動の成果を発表する事業（発表会）
 - ◆ 利用可能団体数 1か月1団体 ◆ 利用可能区分数 午前から夜間のうち3区分以内
 - ◆ 利用回数 1団体年度1回
 - ◆ 申請日時 利用希望日の6か月前の月の1日から7日（休館日を除く）の午前9時から午後5時まで
- ☆ 同月開催の公民館運営審議会で決定します。詳しくは、公民館までお問い合わせください。
- ★ ただし公民館は休館中のため、しばらく特例的利用はできません。